

平成 28 年 12 月 8 日

平成 28 年度教頭専門部会研修会 第一部講演記録

平成 28 年 10 月 26 日 (水) 13 : 30 ~ 16 : 30

記録者 静岡大成中学・高等学校 山田 隆司

演 題 「18 歳選挙権」導入の成果と課題

講 師 静岡県選挙管理委員会書記・静岡県政策企画部市町行財政課選挙班主査
櫻井 克紀 先生

- 平成 28 年 7 月 10 日、第 24 回参議院議員通常選挙の選挙権年齢引き下げが適用された。静岡県内の 18 歳・19 歳の有権者は 69,747 人で、県内有権者の約 2.2% (静岡県選挙管理委員会集計による) で、投票率の問題として取り上げるには少数である。ちなみに、全国の 18 歳・19 歳の有権者は約 2,400,000 人であった。
- 静岡県の有権者約 307 万人に対し、選挙管理委員はわずか 3 人である。3 人で、本来の業務に加え、このような啓発運動も行っている。
- 今回の参議院議員選挙における選挙年齢引き下げはマスメディアの注目を浴び、6 月 19 日には各紙トップ記事で取り上げた。特に、高校生は取材対象で、6 月 22 日の公示日前後は、毎日選挙管理委員会に取材を求める電話がかかった。マスメディアは、3 週間の選挙期間中、切れ目なく有権者の関心をつないでいきたいことから、ちょっとしたミスも取材の格好のネタとなった。
- 当事者の若者には冷めた意見もあったが、「人生初投票」といったツイッターへの書き込みも見られた。20 歳が置き去りにされた感もあった。
- 18 歳・19 歳の特定年齢の投票率を初めて調べるという異例の調査が行われた。静岡県の投票率は、18 歳が 48.7% (全国 20 位、全国平均 51.28%)、19 歳が 37.15% (全国 27 位、全国平均 42.3%)、18・19 歳が 42.97% (全国 22 位、全国平均 46.78%) であった。事前の調査で、6~7 割が投票の意思表示を示していたので、最低 6 割程度の投票率を期待していたのだが期待外れであった。
- 18 歳・19 歳の投票率はそれなりに高い。20 代から 30 代の投票率はいずれも 18 歳より低く、20 代の投票率は 19 歳より低い。
- 本県の 18 歳・19 歳投票率は全国中位 (22 位) で全体投票率 (23 位) と同水準である。18 歳の投票率が 19 歳より多いのは全国共通の現象である。上位は、東京都、神奈川県、愛知県、奈良県、埼玉県など大都市圏に偏重している。
- 静岡県内の 18 歳・19 歳が大都市より低い原因としては、住民票を移さず、進学・就職で大都市圏に転出する若者が多く、地元市町村の選挙人名簿に登録されたまま、投票機会を逃してしまうことが推察される。また、親世代の投票行動も影響しているのではないかと。
- 静岡県立高校全日制生徒へのアンケートによると、今回の選挙に「投票した」と答えた生徒

は81.3%だったが、アンケートに答えたくないとした生徒11.2%を除いたため、実際は7割程度と考えられる。

- また、親と一緒に投票に行く生徒が多かった。実家の親からの不在者投票の問い合わせも多く、親の投票行動の影響が大きい。
- 将来を担う若い世代の声を政治に取り入れるため、選挙年齢を引き下げた。高校生の積極的な投票行動は、選挙権年齢引き下げの意義にかなうものであろう。
- 今後、18歳選挙権の注目が薄れていく中で、投票参加を継続・向上していけるかは、主権者教育の充実がカギである。
- 高等学校における主権者教育充実の支援として行っている、県内高等学校への「選挙出前授業」は、県内公立・私立計114校で実施し、全国的にも多かった。市区長との合同授業も実施したが、日程調整が難しいのが現状。
- 国や社会の問題を自分の問題として捉え、自ら考え、判断し、行動していく「主権者」を育成するために求められることは、社会参加の促進と、政治的リテラシー（判断能力）の向上である。
- また、「主権者」の育成には、学校教育と選管による取り組みの連動が必要である。政治と現実の生活を結びつけることで、当事者意識を持たせたい。事前事後の学習や、政治教育副教材の活用も重要である。
- 政党名が変わる現実の中で、客観的な事実をタイムリーに伝えることが大切である。そのため、選挙公報を活用し、要望があれば18歳未満でも配布することが必要である。
- 今後に向けて① 家庭との連携
参議院選後の各種アンケート調査によると、「家族と投票した」、「親と投票所に行ったことがある」、「自分の家庭が選挙によく行く」という回答が70～80%以上だった。保護者会を利用する、選挙についての会話を促す家庭学習を課すなど工夫が必要である。また、子連れ投票が可能になり、選挙人の同伴する18歳未満の人の投票所への入場が原則できるようになった。投票所で現実に投票している姿を子供に見せることで、有効な啓発につながる。
- 今後に向けて② 県外等に転出する生徒への対応
転居3か月以内は投票できない。転居の際の住民票の異動手続きを確実にやってもらうために親の協力が必要。転出後（転入届提出後）間もない選挙では、不在者投票を活用する。
- 今後に向けて③ 大学世代との連携
静岡県選挙管理委員会では、20歳前後の世代への効果的な選挙啓発を展開するため、若者の投票参加への関心・行動意欲の高い20歳前後の若者を「若者選挙パートナー」として任命する制度を開始し、選挙出前授業等も実施した。現在のメンバーは大学生・大学院生（静岡大学大学院、静岡大学、静岡県立大学、静岡文化芸術大学、日本大学）が8名、高校生（富士高校、沼津中央高校）が2名である。
- 今後に向けて④ 今後の選挙予定
各市町長・議員選挙（沼津、湖西、焼津、御殿場、菊川）、衆議院議員総選挙（未定）、静岡県知事選挙（H29.7.4任期満了）が実施される。学校に協力を依頼したいのでご協力をお願いしたい。高校生の参加に期待しています。

期日：平成28年10月26日(水)

会場：私学会館5F 会議室

講演 第二部 「教職員のメンタルヘルス」

講師 臨床心理士・シニア産業カウンセラー 薬科 正弘 先生

参加者 29名(別紙参照)

①教員の自殺…増加している

- ・交通事故死の7,000人に対して自殺は20,000人。
- ・まじめで責任感の強い者が落ち込み、自殺する。

②精神疾患の実態

- ・休職者の50%が精神疾患 ・原因は生徒指導の難しさ
- ・8週間の休業が復帰の条件

③職員の「表れ」を注意深く観察すること

- ・ストレスが続くと抵抗力がなくなる
- ・抵抗力が正常なうちに発見につとめる ・教頭も落ち込むことがある

④ラインによるケア(管理職が行うこと)

- ・仕事の配分をしっかりと管理する
- ・適正な配置=能力と仕事のバランスを考える
優秀な人ほど自負心から失敗できないと思う
落ち込む人=弱音を吐かない人

⑤安全配慮義務

- ・単なる注意や指導は配慮とは言えない
- ・メンタルケア体制を準備していなかった場合も安全配慮義務違反になる

⑥専門医への受診

- ・心の病気に対する差別・偏見を払拭する

⑦管理職に求められるスキル

- ・よい聴き方の訓練 受容・共感・誠実につとめる
終わりまで聴く

⑧職場復帰への支援

講演後の質疑応答は時間の都合でありませんでした。

※講演内容の詳細は別添の資料参照のこと